令和８年 10 月 30 日
総　　務　　局

令和７年度における公文書の管理状況について

はじめに

平成 29 年７月１日、情報公開の基盤である公文書の適正な管理を図ることを目的として、東京都公文書等の管理に関する条例（平成 29 年東京都条例第 39 号。以下「条例」という。）が施行された。

条例第 13 条において、各実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事は毎年度、その概要を公表することとしている。

これは、都政の透明性を確保するとともに、公表に向けた点検、報告等の一連のプロセスを経ることで、各実施機関のチェック機能を働かせ、適正な公文書管理を推進することを目的とするものである。

本資料は、令和７年度における管理状況について、各実施機関から報告を受け、概要を取りまとめたものである。

１　対象機関

条例第２条第１項に掲げる以下の実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長及び下水道局長）、警視総監、消防総監及び東京都が設立した地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター及び東京都立病院機構）

２　対象期間

令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで）の状況

時点を問うものは、令和７年度末（令和８年３月 31 日）時点の状況

3　公文書の件数について

(1) 公文書の保有件数

実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならないとされている（条例第３条)。また、実施機関は、その責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて軽易な事案を除き、文書（電磁的記録を含む。）によりこれを行わなければならないとされている（条例第６条第１項)。

都の実施機関が、令和７年度末時点で保有する公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で 6,518,314 件であり、令和６年度末時点と比べると 252,262 件（4.0%）増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数		保存期間別					
			1年	3年	5年	10年	30年	その他
政策企画局	35,756		11,333	7,229	14,793	717	1,119	565
子供政策連携室	5,322		1,864	1,726	1,524	78	35	95
総務局	268,625		53,151	60,017	120,194	12,839	19,244	3,180
財務局	87,084		13,319	23,674	29,714	6,751	13,230	396
デジタルサービス局	27,223		10,431	5,833	10,424	47	424	64
主税局	248,187		35,891	33,962	103,366	9,085	1,895	63,988
生活文化局	104,930		22,018	29,821	41,707	647	10,634	103
都民安全総合対策本部	13,621		2,680	3,470	7,372	19	60	20
スポーツ推進本部	20,718		3,576	5,712	10,239	800	371	20
都市整備局	193,215		33,632	41,073	54,386	47,846	15,197	1,081
住宅政策本部	84,990		15,540	22,707	39,726	4,391	2,324	302
環境局	117,685		25,161	39,772	48,347	2,914	1,094	397
福祉局	438,088		85,173	106,058	160,470	19,510	64,724	2,153
保健医療局	511,066		110,991	163,124	213,898	10,422	9,484	3,147
産業労働局	359,475		66,540	86,795	180,246	6,107	2,185	17,602
中央卸売市場	81,479		27,261	32,899	19,593	1,197	459	70
スタートアップ戦略推進本部	6,705		1,419	1,355	3,866	21	36	8
建設局	432,248		54,558	107,070	138,795	49,131	81,739	955
港湾局	86,193		16,032	40,219	20,914	1,807	6,083	1,138
会計管理局	26,545		4,046	4,116	13,089	4,967	211	116
交通局	111,805		25,274	39,620	23,695	11,855	10,712	649
水道局	303,485		27,388	18,016	33,181	61,090	79,003	84,807
下水道局	420,306		43,328	21,862	111,833	50,866	175,864	16,553
教育庁	2,450,842		855,755	715,209	731,388	15,129	51,990	81,371
選挙管理委員会事務局	13,024		3,175	2,870	2,599	432	1,240	2,708
人事委員会事務局	15,205		3,089	1,363	3,230	262	7,114	147
監査事務局	6,569		1,716	608	2,367	1,648	138	92
労働委員会事務局	7,737		1,635	1,462	2,681	33	1,921	5
収用委員会事務局	40,186		8,539	489	1,719	84	29,350	5
令和7年度　計	6,518,314		1,564,515	1,618,131	2,145,356	320,695	587,880	281,737
（参考）　令和6年度　計	6,266,052		1,498,761	1,603,601	2,005,511	309,357	567,369	281,453
（参考）　増減数	252,262		65,754	14,530	139,845	11,338	20,511	284
（参考）　増減率(%)	4.0		4.4	0.9	7.0	3.7	3.6	0.1

（注）１　東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

２　年度をまたいで決定した場合等におけるシステム処理の都合上、令和６年度末時点の保有件数に令和７年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和７年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

３　海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

４　組織別の数値は、令和８年４月１日時点の局等に合わせて表示している。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等		保存期間別					
			1年	3年	5年	10年	30年	その他
公安委員会	57		22	4	7	8	8	8
警視庁	623,515		273,754	72,184	136,142	8,768	440	132,227
東京消防庁	1,178,840		712,774	124,110	273,202	16,845	42,774	9,135
東京都公立大学法人	86,415		14,793	42,098	16,112	4,742	2,637	6,033
東京都立産業技術研究センター	24,784		3,192	3,486	4,643	3,364	732	9,367
東京都健康長寿医療センター	56,931		1,809	34,882	13,735	5,043	1,462	0
東京都立病院機構	180,612		—	—	—	—	—	180,612
令和7年度　計	2,151,154		1,006,344	276,764	443,841	38,770	48,053	337,382

（注）１　各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

２　地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成 29 年度以降の作成・取得分における保有件数としている。

３　東京都立病院機構については、設立の令和４年７月以降の作成・取得分における保有件数としている。また、システムから保存期間別の内訳が算出できないため、その他に計上している。

４　各実施機関の文書管理システムの都合上、年度をまたいで決定した場合等において、令和６年度末時点の保有件数に令和７年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和７年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

(2) 公文書の作成・取得件数

実施機関が、令和７年度に新規に作成又は取得した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、1,187,146 件であり、令和６年度と比べると 40,747 件（3.6%）増加した。

組織別・保存期間及び保存期間満了後の措置別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別						保存期間満了後の措置	
		1年	3年	5年	10年	30年	その他	移管	廃棄
政策企画局	6,728	3,201	1,128	2,148	68	25	158	68	6,660
子供政策連携室	1,950	971	456	486	17	8	12	16	1,934
総務局	54,333	19,236	12,495	20,080	1,368	715	439	653	53,680
財務局	16,868	5,670	4,423	5,698	651	298	128	425	16,443
デジタルサービス局	6,900	3,589	960	2,306	5	39	1	33	6,867
主税局	53,429	16,902	7,667	18,008	1,228	47	9,577	349	53,080
生活文化局	22,238	8,426	7,060	6,161	78	505	8	576	21,662
都民安全総合対策本部	2,933	1,087	900	938	0	7	1	99	2,834
スポーツ推進本部	5,911	2,071	1,888	1,806	120	16	10	44	5,867
都市整備局	28,495	11,096	7,072	9,117	688	454	68	452	28,043
住宅政策本部	19,384	6,060	5,536	7,221	364	125	78	166	19,218
環境局	23,958	8,455	7,502	7,703	176	112	10	257	23,701
福祉局	81,888	27,308	23,055	27,841	1,318	2,183	183	2,029	79,859
保健医療局	82,755	30,537	28,519	22,579	684	265	171	540	82,215
産業労働局	81,666	24,061	19,049	33,443	583	56	4,474	309	81,357
中央卸売市場	16,862	8,193	5,702	2,836	89	32	10	59	16,803
スタートアップ戦略推進本部	2,714	756	489	1,460	3	6	0	27	2,687
建設局	73,781	20,719	23,488	22,944	3,617	2,784	229	2,779	71,002
港湾局	18,867	5,549	9,255	3,541	101	131	290	153	18,714
会計管理局	4,661	1,435	774	1,719	701	13	19	72	4,589
交通局	25,643	10,133	9,117	4,256	1,486	490	161	146	25,497
水道局	43,368	12,781	5,214	4,538	8,569	2,418	9,848	1,766	41,602
下水道局	47,469	14,284	3,557	16,755	3,955	6,575	2,343	1,268	46,201
教育庁	454,662	218,687	118,757	97,952	1,312	2,514	15,440	1,931	452,731
選挙管理委員会事務局	2,132	701	567	349	32	61	422	41	2,091
人事委員会事務局	1,980	821	307	451	9	360	32	184	1,796
監査事務局	1,318	602	152	334	196	2	32	6	1,312
労働委員会事務局	1,631	676	335	536	3	81	0	80	1,551
収用委員会事務局	2,622	2,051	108	312	1	150	0	164	2,458
令和7年度　計	1,187,146	466,058	305,532	323,518	27,422	20,472	44,144	14,692	1,172,454
（参考）　令和6年度　計	1,146,399	450,222	297,227	307,548	26,787	21,465	43,150	14,791	1,131,608
（参考）　増減数	40,747	15,836	8,305	15,970	635	△ 993	994	△ 99	40,846
（参考）　増減率(%)	3.6	3.5	2.8	5.2	2.4	△ 4.6	2.3	△ 0.7	3.6

（注）１　東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

２　海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

３　組織別の数値は、令和８年４月１日時点の局等に合わせて表示している。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
公安委員会	28	14	1	1	8	1	3
警視庁	242,738	138,987	19,936	28,656	1,068	48	54,043
東京消防庁	223,147	156,792	19,681	42,413	730	1,443	2,088
東京都公立大学法人	22,180	7,562	9,579	3,016	489	361	1,173
東京都立産業技術研究センター	4,640	1,534	809	908	607	66	716
東京都健康長寿医療センター	8,246	975	5,344	1,619	278	30	0
東京都立病院機構	57,207	－	－	－	－	－	57,207
令和7年度　計	558,186	305,864	55,350	76,613	3,180	1,949	115,230

（注）１　各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

２　東京都立病院機構については、システムから保存期間別の内訳が算出できないため、その他に計上している。

(3) 公文書の廃棄件数

実施機関が、令和７年度に廃棄した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、928,052 件であり、令和６年度と比べると 47,381 件（4.9%）減少した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数		保存期間別				
			1年	3年	5年	10年	その他
政策企画局	4,335		3,078	775	364	11	107
子供政策連携室	674		649	17	0	0	8
総務局	40,170		17,166	11,179	10,330	840	655
財務局	9,650		4,355	2,351	2,239	462	243
デジタルサービス局	5,209		3,489	1,529	185	0	6
主税局	46,949		17,098	13,037	8,217	322	8,275
生活文化局	16,908		7,505	5,209	4,045	67	82
都民安全総合対策本部	1,726		578	192	950	1	5
スポーツ推進本部	3,241		1,267	889	1,056	19	10
都市整備局	28,241		13,099	8,131	6,478	426	107
住宅政策本部	24,132		7,875	6,971	7,168	1,961	157
環境局	13,448		6,738	3,476	2,703	450	81
福祉局	67,326		23,172	20,145	21,686	1,404	919
保健医療局	70,871		27,323	30,523	11,813	484	728
産業労働局	56,637		21,717	14,765	13,572	384	6,199
中央卸売市場	12,491		6,104	4,700	1,669	15	3
スタートアップ戦略推進本部	645		523	66	46	0	10
建設局	55,198		19,104	22,859	10,298	2,727	210
港湾局	20,487		7,223	10,083	2,630	95	456
会計管理局	2,567		1,308	536	708	8	7
交通局	22,226		9,594	8,857	2,921	697	157
水道局	38,751		12,200	4,486	6,630	1,337	14,098
下水道局	42,087		14,007	5,899	16,211	4,025	1,945
教育庁	338,976		164,802	90,940	71,529	1,355	10,350
選挙管理委員会事務局	0		0	0	0	0	0
人事委員会事務局	971		542	228	151	0	50
監査事務局	1,871		1,175	289	297	51	59
労働委員会事務局	1,504		916	403	174	6	5
収用委員会事務局	761		546	80	133	2	0
令和7年度　計	928,052		393,153	268,615	204,203	17,149	44,932
（参考）令和6年度　計	975,433		407,628	271,111	223,096	16,181	57,417
（参考）　増減数	△ 47,381		△ 14,475	△ 2,496	△ 18,893	968	△ 12,485
（参考）　増減率(%)	△ 4.9		△ 3.6	△ 0.9	△ 8.5	6.0	△ 21.7

（注）1　東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2　海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

3　組織別の数値は、令和８年４月１日時点の局等に合わせて表示している。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等		保存期間別				
			1年	3年	5年	10年	その他
公安委員会	13		12	1	0	0	0
警視庁	106,861		61,294	19,559	22,683	572	2,753
東京消防庁	214,715		175,128	21,056	15,703	1,572	1,256
東京都公立大学法人	19,609		7,221	9,254	2,949	0	185
東京都立産業技術研究センター	3,353		1,671	945	737	0	0
東京都健康長寿医療センター	9,047		801	6,731	1,515	0	0
東京都立病院機構	14,341		14,133	0	0	0	208
令和7年度　計	367,939		260,260	57,546	43,587	2,144	4,402

（注）１　各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

２　地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成 29 年度以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

３　東京都立病院機構については、設立の令和４年７月以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

上記のうち、重要な公文書については、局の庶務主管課長の承認を得るなど、厳格な手続により廃棄を行っている。「重要な公文書」については、各実施機関において以下のような公文書を対象としている。

＜例＞

- 決定権者が部長以上の職にあり、かつ、保存期間が５年以上の起案文書（知事部局等）
- 条例案及び規則案の原議の写し（公安委員会、警視庁）

令和７年度に廃棄した重要な公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、50,697 件であった。

組織別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数等
政策企画局	72
子供政策連携室	0
総務局	1,835
財務局	1,704
デジタルサービス局	49
主税局	9,429
生活文化局	966
都民安全総合対策本部	522
スポーツ推進本部	311
都市整備局	1,809
住宅政策本部	1,428
環境局	410
福祉局	4,992
保健医療局	2,093
産業労働局	3,606
中央卸売市場	404
スタートアップ戦略推進本部	21
建設局	5,195
港湾局	1,036
会計管理局	43
交通局	1,007
水道局	4,259
下水道局	7,130
教育庁	2,194
選挙管理委員会事務局	4
人事委員会事務局	1
監査事務局	141
労働委員会事務局	25
収用委員会事務局	11
令和7年度　計	50,697
（参考）令和6年度　計	57,823
（参考）　増減数	△ 7,126
（参考）　増減率（%）	△ 12.3

（注）１　東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

２　海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等
公安委員会	0 ファイル
警視庁	276　件
東京消防庁	3,454　件
東京都公立大学法人	1,670　件
東京都立産業技術研究センター	0　件
東京都健康長寿医療センター	652　件
東京都立病院機構	0　件

（注）　公安委員会においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(4) 公文書館への移管件数

実施機関は、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当する公文書については、保存期間満了後、公文書館に移管するものとされている（条例第７条第２項、第 10 条第１項)。

知事部局では、保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められ、又は公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとされている（東京都文書管理規則（平成 11 年東京都規則第 237 号。以下「規則」という。）第 49 条第１項)。

令和７年度は、各実施機関から 8,455 件の公文書が移管されている。

（注）上記の件数には、東京都文書総合管理システムに登録されない帳票、史資料等を含む。

(5) その他

① 保存期間を延長した公文書の件数

実施機関は、必要があると認めるときは、公文書の保存期間を延長することができるとされている（条例第 10 条第２項)。

具体的には、現に監査、検査等の対象となっている公文書、契約や協定締結等に関する公文書で次期改正時期まで保存が必要なもの等が該当する。

各実施機関が、令和７年度に保存期間を延長した公文書は、全体で 657 件となっている。

令和7年度	令和6年度	増減数
657	902	△ 245

② 滅失した公文書の件数

実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないとされている（条例第８条)。

令和７年度において、誤廃棄等が判明したものが、全体で 269 件（紛失 78 件、誤廃棄 190 件、き損１件）であった。

当該事案については、局の庶務主管課長等への通知等、必要な事務処理を行うとともに、必要な保存期間の確認等、公文書としての適正な管理について所属内の意識啓発を図るなど、再発防止に向けた措置がとられている。

令和7年度	令和6年度	増減数
269	382	△ 113

③ 特別の必要が生じて保存期間満了前に廃棄手続をした公文書の件数

令和７年度において、特別の必要が生じたことにより、保存期間が満了する日の前に公文書を廃棄の手続をした事案が、全体で 1,528 件あった。

具体的には、特別区の児童相談所設置市への移行に伴い関係公文書について廃棄扱いとした上で当該区に引き継いだ事案等がある。

なお、当該事案については、局の庶務主管課長の承認を得る等の必要な手続をとった上で、廃棄を行っている。

令和7年度	令和6年度	増減数
1,528	747	781

4　公文書管理に係る研修の実施状況について

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならないものとされている（条例第４条第１項）。

令和７年度の、各実施機関における上記研修の実施状況は、以下のとおりである。

中央研修として実施する研修は、統括課長代理級以下全職員を対象として行われたものである。総務局総務部文書課が実施する研修は、各局等の文書事務担当者等を対象として行われたものである。

また、各局等において、新規採用職員、他局からの転入職員、各課文書取扱主任等を対象に、組織の実状に応じた研修が行われている。

令和７年度は、集合研修のほか、オンライン開催によるものも多く実施された。

実施主体	種別	実施回数(回)	延べ参加者数(人)
東京都職員研修所 (中央研修　総務局実施分)	公文書等管理研修(オンデマンド)	1	17,057
総務局総務部文書課	文書事務講習会	1	78
	総務局実務研修(文書事務)	1	245
各局等	文書事務、文書審査研修等	89	8,187
	令和7年度　計	92	25,567
	(参考)　令和6年度　計	100	26,891
	(参考)　増減数	△ 8	△ 1,324
	(参考)　増減率(%)	△ 8	△ 5

(注)　オンライン開催又は書面開催のうち参加者を把握していないもの（受講登録不要のもの）は、実施回数のみ計上している。

このほか、上記研修の参加者による職場内研修等の取組も実施された。

また、実施機関ごとの主要な研修の実施状況は、以下のとおりである。

実施機関	実施回数(回)	延べ参加者数(人)	延べ対象者数(人)	参加率(%)
知事部局等	1	17,057	19,682	86.7
公安委員会・警視庁	11	2,159	2,159	100.0
東京消防庁	14	1,720	1,720	100.0
東京都公立大学法人	2	74	77	96.1
東京都立産業技術研究センター	1	139	156	89.1
東京都健康長寿医療センター	1	53	55	96.4
東京都立病院機構	1	29	29	100.0

5　公文書管理に係る点検の実施状況について

(1) 点検の実施状況

実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならないとされている（条例第 12 条）。

令和７年度の、各実施機関における点検の実施状況は、以下のとおりである。

原則として課を単位として実施することとし、対象となる 2,140 課等の全てにおいて実施された。

課等の数	実施した課等の数	実施回数		
		1回	2回	3回以上
2,140	2,140	1,938	161	41

主な点検の内容は、以下のとおりである。

- 重要な事案について経過資料を作成するとともに、起案文書への添付等を行っているか。
- 公文書の保存期間について、適切に設定するとともに、必要に応じて見直しを行っているか。
- 秘密文書（紙文書）について、施錠できるロッカー等に厳重に保管しているか。
- 公文書を廃棄するときは、公文書の件名、廃棄する日、廃棄の方法等を記載した起案文書によって、廃棄する旨の決定をしているか。
- 公文書廃棄を決定する起案文書の保存期間満了後の措置は、「移管」になっているか。
- 紙文書を廃棄する場合、移管対象文書が含まれていないことを確認した上で現物の廃棄を行っているか。
- 文書総合管理システムにおいて、登録、保存等の処理が未了の公文書について、課内文書一覧等を定期的に確認し、課内文書の状況を把握しているか。
- 文書総合管理システムにおいて、「公開件名」を適切に設定しているか（公開すべきでない情報が含まれていないか。）。

(2) 主な改善事例

点検の結果、以下のような事例が判明した。

主な事例	改善状況
文書総合管理システムにおいて、未保存文書が多数存在した。	担当者に保存処理を依頼するとともに、各職員に対し、決定後の処理を速やかに行うよう改めて周知し、定期的に文書の保存状況を確認し、処理依頼を行っていくこととした。
文書公開決定の処理が、定期的に行われていない部署が存在した。	毎月1回程度を目安に文書の公開決定を行うよう、周知を行っていくこととした。
廃棄決定済みの紙文書について、廃棄が行われていないものがあった。	適切に廃棄処理を行うとともに、公文書の適正な廃棄手続について再周知した。
常用指定及び常用終了予定日について、文書総合管理システムへの登録が行われていないものがあった。	文書総合管理システム上の情報の修正を行うとともに、システムへの入力について再周知した。

このような事例が見受けられた課においては、改善措置が実施され、令和７年度末時点において、おおむね適正な管理状況となっている。

総務局総務部文書課
文書指導担当
０３－５３８８－２３２９